2　三・四GHz帯全国バンド特定基地局にあっては、三・四GHz帯全国バンドを使用する基地局若しくは陸上移動中継局の運用を開始した場合又は既に開設している基地局若しくは陸上移動中継局について三・四GHz帯全国バンドを使用するための指定の変更を受けた場合

3　一・七GHz帯東名阪以外バンド特定基地局にあっては、一・七GHz帯東名阪以外バンドを使用する基地局若しくは陸上移動中継局の運用を開始した場合又は既に開設している基地局若しくは陸上移動中継局について一・七GHz帯東名阪以外バンドを使用するための指定の変更を受けた場合

二　地域ごとに連携する複数の者がそれぞれ本開設指針に係る開設計画の認定の申請を行う場合には、これらの申請を一の申請とみなして、本開設指針の規定を適用する。

三　本開設指針に係る開設計画の認定の申請をする者は、法第二十七条の十三第二項、免許規則第二十五条の四第二項及び別表第一に定める事項について、次に定めるところにより記載した開設計画を、総務大臣に提出しなければならない。

1　法第二十七条の十三第二項、免許規則第二十五条の四第二項及び別表第一に規定する事項にあっては、次号㈠の希望する周波数の範囲ごとに開設計画に記載すること。

2　法第二十七条の十三第二項第四号に規定する希望する周波数の範囲として、次に掲げるものを開設計画に記載すること。なお、申請することができる周波数の帯域幅は、一・七GHz帯全国バンド及び一・七GHz帯東名阪以外バンドに係る申請にあっては二〇MHz、三・四GHz帯全国バンドに係る申請にあっては四〇MHzとする。

㈠　一・七GHz帯全国バンド、三・四GHz帯全国バンド及び一・七GHz帯東名阪以外バンドのうち、希望する周波数の範囲及びその希望する順位

㈡　一・七GHz帯全国バンドを希望する場合にあっては、㈠に加え一、八〇五MHzを超え一、八二五MHz以下及び一、八二五MHzを超え一、八四五MHz以下の周波数の範囲についてその希望する順位

㈢　三・四GHz帯全国バンドを希望する場合にあっては、㈠に加え三、四〇〇MHzを超え三、四四〇MHz以下及び三、四四〇MHzを超え三、四八〇MHz以下の周波数の範囲についてその希望する順位

四　本開設指針に係る開設計画の認定は、法第二十七条の十三第四項第一号から第三号まで、本開設指針第一章第二項及び第三項、第二章から第四章まで並びに第一項から前項までに規定する事項に適合し、並びに別表第二に規定する要件を満たしている申請のうち、前項第一号の希望する周波数の範囲に係る開設計画の部分に対して、同項第二号㈠に基づき記載した周波数の希望する順位が第一順位のものから順にするものとする。ただし、第二順位以下の開設計画の認定をする場合において、当該順位よりも高い順位として申請した周波数の指定を受けて認定開設者に該当することとなる者にあっては、第六項の周波数の指定のみ行うものとする（次項において同じ。）。

五　第三項第二号㈠に基づき記載した周波数の範囲の希望する順位が同じ順位の同項の申請について、次の表の上欄に掲げる周波数の区分に従い、申請の数がそれぞれ同表の下欄に掲げる数を超える場合は、当該申請について、次の各号に基づき別表第三の事項への適合の度合いを審査し、当該事項への適合の度合いが高いものから順に当該周波数の指定を受けて認定開設者に該当することとなる者の数が同表の下欄に掲げる数となるまで認定する。ただし、第二順位以下の開設計画の認定をする場合においては、同表の上欄に掲げる周波数の区分に従い、申請の数がそれぞれ同表の下欄に掲げる数から当該周波数の指定を受けて認定開設者に該当することとなる者の数を減じた数が一以上の場合に限りするものとし、この場合において当該順位よりも高い順位として申請した周波数の指定を受けて認定開設者に該当することとなる者の申請が含まれるときは、別表第三の事項への適合の度合いにかかわらず、その者の申請はそれ以外の者の申請に劣後するものとする。

一・七GHz帯全国バンド	二
三・四GHz帯全国バンド	二
一・七GHz帯東名阪以外バンド	一

1　第三項第二号㈠に基づき記載した周波数の範囲の希望する順位が同じ順位の同項の申請が既存事業者の申請のみの場合は、別表第三の一の事項への適合の度合いを審査する。また、当該申請について当該事項への適合の度合いを審査した結果、前表の上欄に掲げる周波数の区分のうち審査する周波数の区分に応じ、同表の下欄に掲げる数から当該周波数の指定を受けて認定開設者に該当することとなる者の数を減じた数が一以上であって、当該申請の別表第三の一の事項への適合の度合いが同じ申請があるときは、別表第三の二の事項への適合の度合いを審査する。

2　前号に掲げる場合以外の場合は、別表第三の一の事項（1から8までに掲げる事項に限る。）への適合の度合いを審査する。また、当該申請について当該事項への適合の度合いを審査した結果、前表の上欄に掲げる周波数の区分のうち審査する周波数の区分に応じ、同表の下欄に掲げる数から当該周波数の指定を受けて認定開設者に該当することとなる者の数を減じた数が一以上となるときは、次のとおり審査する。

㈠　別表第三の一の事項（1から8までに掲げる事項に限る。）への適合の度合いが同じ申請がある場合は、既存事業者以外の者のものを優先するものとする。また、既存事業者以外の者の申請が前表の上欄に掲げる周波数の区分のうち審査する周波数の区分に応じ、同表の下欄に掲げる数から当該周波数の指定を受けて認定開設者に該当することとなる者の数を超える場合にあっては、当該申請について別表第三の二の事項への適合の度合いを審査する。

㈡　㈠により審査した結果、前表の上欄に掲げる周波数の区分のうち審査する周波数の区分に応じ、同表の下欄に掲げる数から当該周波数の指定を受けて認定開設者に該当することとなる者の数を減じた数が一以上であって、かつ、審査する申請が既存事業者の申請のみである場合は、別表第三の一の事項（9及び10に掲げる事項に限る。）への適合の度合いを審査する。また、当該申請について当該事項への適合の度合いを審査した結果、既存事業者の申請が前表の上欄に掲げる周波数の区分のうち審査する周波数の区分に応じ、同表の下欄に掲げる数から当該周波数の指定を受けて認定開設者に該当することとなる者の数を減じた数が一以上であって、かつ、当該申請の当該事項への適合の度合いが同じ申請があるときは、当該申請について別表第三の二の事項への適合の度合いを審査する。

六　開設計画の認定に係る法第二十七条の十三第四項の規定による周波数の指定は、一・七GHz帯全国バンドにあっては第三項第二号㈡、三・四GHz帯全国バンドにあっては第三項第二号㈢及び一・七GHz帯東名阪以外バンドにあっては第一章第三項第一号㈢に掲げる周波数の範囲に基づき行う。ただし、二の申請が同じ周波数の範囲を希望する場合にあっては、別表第三の一の事項（当該申請が全て既存事業者の申請である場合以外の場合は、1から8までに掲げる事項に限る。以下この号において